

「R7 陽南中学校いじめ防止基本方針」

はじめに

「いじめ問題」は、どの時代においても、学校教育における生徒指導上の喫緊の課題である。また、近年の急速な情報技術の発展により、SNSへの動画の投稿などを通じた新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化している。

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは、決して許されない行為である」との認識の下、いじめ根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という）が施行されたことを受け、法第13条の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめ防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

この度、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としても対応を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（2）いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

①いじめ防止

- ・教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見（学校及び職員の責務）

- ・いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・必要に応じて市や関係機関等との連絡を図る。

④家庭・地域との連携

- ・家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること、及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめの防止等の取組について

（1）陽南中学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国基本方針又は市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自校における「陽南中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針には、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

また、本校のいじめ基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知したりする。

（2）組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会（陽南中学校いじめ対策委員会）を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに校長に報告する。報告を受けた校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ等対策委員会

〔構成員〕 校長、副校長、主幹教諭（教務主任）、各学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、メンタルサポーター、当該学級担任、校長が必要と認めた者

〔取組内容〕 ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善

- ・校内研修会の企画・立案
 - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
 - ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
 - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
 - ・指導計画の実施状況の把握と改善
- など

② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

【いじめに対する措置】

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると」認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用し、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。

①いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめが起らない環境づくりに努める。

ア 陽南地域学校園の小・中学校が連携した取組の実施

- ・あいさつ運動の実施（９月，１２月）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換の実施（３月）
- ・いじめ根絶標語及びポスター等の作成と学校間における交換、掲示

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめゼロ強調月間スローガンの掲示
- ・いじめゼロリボンの作成・着用
- ・いじめゼロポスターの掲示
- ・いじめ根絶集会の実施
- ・道徳科の授業実施（「命の大切さ」「思いやり」「自他の権利」等）

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳科の授業を実施する。
- ・望ましい学級集団づくりの推進を図る。

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・言葉によるいじめが見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場を設定する。
- ・いじめを見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・生徒会による「いじめ根絶集会」の開催（年2回）

オ 情報教育年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・授業の中での情報モラルの実践（技術・家庭科等）
- ・道徳科・学級活動での情報モラル教育の実践
- ・情報セキュリティ
- ・情報社会でのよりよい関わり方
- ・情報活用のエチケット、マナー

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめ防止の取組状況の点検等

- ・学校用「いじめ問題への取組についてのチェックシート」の実施
- ・全ての教職員による「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の実施

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談方法等の周知

- ・リーフレット等の配布による関係機関の周知
- ・生徒指導だより等を活用し、保護者への相談方法の周知

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・生活記録等の蓄積
- ・悩みや相談事の早期発見
- ・生徒と学級担任のコミュニケーションツールとしての活用

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・生徒対象学校生活アンケート調査 年4回（5月、7月、10月、1月、）
- ・教育相談アンケートの実施 年2回（6月・11月）
- ・アンケート調査を教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりするなど、実効性の向上
- ・「Q-U」（楽しい学校生活を送るためのアンケート）検査の実施（6月・10月）
- ・スクールカウンセラーの活用

エ 教育委員会によるネットいじめパトロール等の活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめパトロール等を活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめの早期発見に努める。
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについて啓発する。
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の

犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを生徒に周知徹底する。

- ・ ネットいじめパトロール等の結果を全教職員へ周知する。
- ・ 携帯電話に関する指導資料（リーフレット）等を配布するなど生徒・保護者への啓発活動に努める。
- ・ 保護者会等で、保護者への啓発や注意喚起を行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに対して生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等様々であり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用して、校内研修を実施する。
- ・ 「Q-U」（楽しい学校生活を送るためのアンケート）検査結果の活用研修の仕方について研修会を実施する。
- ・ 職員会議や朝の打ち合わせ時における新聞記事等を使った啓発

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ 事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握する。
- ・ いじめ等対策委員会による積極的かつ丁寧な調査及び組織的かつ総合的な判断を行う。
- ・ 認知したいじめについては、加害・被害両生徒の保護者と連絡を取り、今後の対応や方向性等についての連携を図る。

③いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言を行う。

ウ 「いじめの解消の判断」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態。

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を十分に図る。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携を十分に図るとともに、必要に応じてスクールソーシャル

ワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携，家庭への啓発

- ・学校ホームページ等で情報提供する。

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合には、警察への相談・通報を行う。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり、本市のうつのみや学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。